

会員規約

一般社団法人日本レーザークリーナー協会 VER.1.0

一般社団法人日本レーザークリーナー協会 会員規約

(目的)

第1条

1 本会員規約は、一般社団法人日本レーザークリーナー協会（以下、「当協会」とします。）の会員に対する規約として定めたものです。

なお、当協会へ入会の申込みをいただいた時点で本規約に同意したものとみなします。

2 当協会は、レーザークリーニング技術の研究・普及及び公共工事における適用推進を通じ、環境保全、技術革新及び社会貢献に寄与することを目的とし、下記の事業を行う。

1. レーザークリーニング技術に関する調査研究及び情報提供
2. 民間及び公共工事におけるレーザークリーニング工法の普及活動
3. 技術者の育成及び認定制度の運営
4. 講習会、セミナー及び技術展示会の開催
5. 国際的な技術交流及び連携活動
6. 行政機関、企業及び学術機関との応力・連携
7. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(定義)

3 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

（1）「JLC 工法®」とは、当協会が提供・監修するレーザークリーニング技術および施工方法をいいます。

（2）「レーザー施工士」とは、当協会が定める所定の講習および試験に合格し、協会より資格認定を受けた者をいいます。

（3）「本サービス」とは、第13条に規定する当協会が会員に対して提供する一切のサービスをいいます。

(本規約の範囲)

第2条

本規約は当協会に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用します。

(会員)

第3条

当協会の会員は、次の3種類とします。会員となるには、当協会の定款第2条に定める目的に賛同し、本規約を承諾したうえで、当協会の社員総会の承認を得ることが必要です。

(1) 正会員：

機械を保有し、事業を遂行することができる団体で、オプティレーザーソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）と特約店契約を締結している企業を優先するものとする（法人に限らず、団体であれば可とします）。

JLC工法の利用が可能である。

(2) 準会員：

機械を最低1台以上保有し、事業を遂行することができる団体。

JLC工法の利用が可能である。

ただし、機械保有していない団体で、JLC工法利用の場合は下記の通りとする。

1. 機械のレンタルは正会員（特約店地域に準ずる）または当協会（全国可）からとする
2. 入会金は別途第6条3項(2)の通りとする

(3) 賛助会員：

当協会の趣旨に賛同する団体または個人。

(入会申込)

第4条

1 当協会に入会を希望する者は、別紙の秘密保持契約書に記名・捺印の上、当協会宛に所定の入会申込書を送付する方法で入会申込を行います。

2 入会申込書および秘密保持契約書は、当協会が別途指定する場合に限り、電子署名またはPDF等の電子データによる提出を認めることができます。その場合、原本提出に代えるものとし、協会との合意によって正式な申請とみなされます。

(入会審査)

第5条

1 入会申込があった場合は、当協会は入会審査のうえ理事会の承認を持って、入会承認をするか否かを決定します。

2 入会審査基準及び入会を拒否された場合の内容、理由等について当協会は公表いたしません。

3 第1項の審査の結果入会拒否となった場合には、当協会は、送付された入会申込書及び秘密保持契約書は返却せず、当協会が責任をもって破棄します。

(会費及び会費の支払い)

第6条

1 会員は本条に定めるところに従い、入会金及び年会費（以下総称して「会費等」という）を支払うものとします。

2 年会費の対象期間は、初めて入会した会員は、入会承認日から当協会の事業年度末日までとし、継

続している会員は、4月1日から翌年3月31日までとします。

3 会費等の額は、次の各号に掲げるとおりとします。(消費税別)

(1) 正会員

入会金 ※特約店のため無し 年会費 200, 000円

(2) 準会員

入会金 200, 000円 年会費 100, 000円

機械保有無しでJLC工法利用の場合

入会金 1, 000, 000円 年会費 100, 000円

(3) 賛助会員

入会金 100, 000円 年会費 60, 000円

4 年会費の支払いは、当協会が会員宛てに発行する請求書に基づき、年会費対象期間の開始日から1ヶ月以内に、当協会の指定銀行口座に振り込まなければなりません。期限までに振込みがない場合には、当協会の会員となる資格を失います。

5 年会費は原則として月割りはしませんが、会員申込みが10月以降の後期であり、年会費対象期間が6か月に満たない場合には、年会費の半額を支払うものとします。

6 当協会が会員から受領した会費等は、その理由を問わず返金しません。

(会員資格有効期間)

第7条

1 会員資格有効期間は、前条により支払った年会費の対象期間とします。

2 会員が、会員資格有効期間を延長する場合は、当協会が会員宛てに発行する年会費の請求書に基づき、所定の会費を支払うことで同一内容にて継続することができ、以後も同様とします。

(会員資格の喪失)

第8条

1 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失します。

(1) 退会した場合

(2) 除名された場合

(3) 法人の会員にあっては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合

(4) 年会費の支払いを、第6条第4項が定める期限から2か月以上滞納した場合

(5) 当協会が解散した場合

2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当協会への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

第9条

1 会員は、当協会に対し、退会の3か月前までに申し出ることで退会できるものとする。

2 前項の場合、会員は、退会の申し出をした日から3か月を経過した日に当協会を退会します。

3 第1項の場合でも、当協会は会費等の返還はせず、前項により退会の効力が発生するまでに支払うべき会費等が存在する場合には、会員は当協会に支払うことになります。

4 退会に際し、当協会より貸与またはレンタルされた機器、備品、証明書類、資料等がある場合、会員は当協会の指示に従い、速やかにこれを返却または原状に回復するものとする。これらの返却・復旧にかかる費用は、特段の事情がない限り、会員が負担するものとする。

(除名)

第10条

1 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当し、除名が相当であると認めた場合、事前の予告なくこれを除名することができるものとする。

(1) 当協会または当協会関係者の名誉を毀損した場合、または当協会からの口頭・書面による助言、指示、指導、警告等に反する行為を行った場合、あるいは当協会の目的に反する行為を行った場合。

(2) 当協会、他の会員、または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他の財産権やプライバシーを侵害した場合、またはそのおそれのある行為を行った場合。

(3) 入会申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合。

(4) 会員としての品位を著しく損なう行為があった場合。

(5) 法令または公序良俗に反する行為を行った場合。

(6) その他、当協会が会員として不適当と判断した場合。

2 前項第6号の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとします。

(レーザー施工士の資格等)

第11条

1 当協会が付与する「レーザー施工士」の資格（以下「本資格」といいます）は、当協会が主催する

所定の講習及び筆記試験に合格し、かつ必要な手続きを完了した者に対して発行されます。

2 本資格の有効期間は、資格証発行日から2年間とし、更新を希望する場合は当協会が定める更新講習を受講する必要があります。

3 会員資格を喪失した場合、当該会員に所属していたレーザー施工士も資格を喪失するものとし、速やかに資格証を返却しなければなりません。

4 資格喪失後に再度会員に所属する場合、当該者が有効期間内であるときは、所定の手数料を支払うことでの資格証の再発行を受けることができます。ただし、有効期限を過ぎた場合は再度講習・試験を受ける必要があります。

(変更の届出)

第12条

1 会員は、その氏名もしくは名称、住所、連絡先、事務局所在地、担当者情報（担当部署、メールアドレス、電話番号等）など、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面、電子メール等により変更手続を行うものとする。

2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

(会員の権利およびサービス)

第13条

1 会員は、当協会から営業、積算、施工、工法、機械、機械保全等に関する講習および教育を受けることができるほか、別表に定めるものおよび次に掲げるサービス（以下「本サービス」といいます）を利用することができます。

- (1) 機械、その他の付帯機器の購入及びメンテナンス
- (2) JLC工法®の使用権 ※第6条3項(2)参照
- (3) 当協会が主催するセミナー、講演会その他の活動への参加
- (4) 当協会の名称、ロゴマーク等の使用
- (5) その他、当協会が提供するサービス

2 正会員および準会員は、前項のほか、機械その他の付帯機器のレンタルサービスを受けることができるものとします。

3 当協会は、その裁量により、会員の中から特に当協会の理念に共感し、かつJLC工法®の使用に関して優良であると認められる者を、当協会の理事として推薦することができます。

(会員の義務)

第14条

1 会員は、本規約及び定款で定めるものその他、次の義務を負うものとします。

(1) 厚生労働省 基発第 0325002 号「レーザー光線による障害の防止対策要綱」、JISC 6802 (IEC60825-1)「レーザー製品の安全基準」及び他各種法令や基準等を厳守すること

(2) 第 6 条（会費の支払い）に掲げる各会員の会費、年会費の支払い

(3) 当協会の活動の普及と発展及びレーザークリーニング技術の向上に協力し、情報提供や活動に参加すること

(4) レーザー機を使用する場合は、レーザー管理者を常勤で 1 名以上配置すること

(反社会的勢力の排除)

第 15 条

1 会員は、自らまたはその役員・従業員・関係会社等のいずれもが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

2 前項に違反することが判明した場合、当協会は通知なく当該会員の資格を直ちに取り消すことができ、当該会員は異議なくこれに従うものとします。

(秘密情報及び個人情報保持)

第 16 条

会員は、別途締結する秘密保持契約書の内容を遵守することとし、本契約について知りえた情報及び個人情報について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、第三者に対し一切開示または漏洩してはならず、使用または流用してはなりません。

(禁止事項)

第 17 条

1 会員は、次に定める行為をしてはいけません。

(1) 会員以外に JLC 工法®を使用させること（退会後を含む。）

(2) 当協会が認める機械及び方法以外の会員権利の利用など協会が不適当と認める JLC 工法®の使用

(3) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与、担保等に供すること

(4) 当協会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。

(5) 他の会員もしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。

(6) 他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為並びにその恐れがあると当協会が判断する行為。

(7) 他の会員もしくは第三者に不快感、嫌悪感などの悪感情を催すおそれがあると当協会が判断する行為。

(8) 上記各号の他、法令、又は当協会規約に違反する行為、並びにそのおそれがあると当協会が判断する行為及び公序良俗に違反するおそれがあると当協会が判断する行為。

2 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の会員又は第三者に対して損害を与えたものとして、当協会に対して当該会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当協会を一切免責するものとします。

(知的財産の帰属)

第18条

当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

(知的財産の保護)

第19条

当協会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

(損害賠償)

第20条

会員は当協会、または他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、当協会が請求するその損害（弁護士費用も含む）を賠償しなければなりません。また、損害賠償の請求の有無に関わらず、違反行為及び違反のおそれがあると当協会が考えるときは、当協会は利用者に警告ができるものとします。

(免責事項)

第21条

当協会は、故意、または重過失によるものを除き、会員が本サービスを利用したこと、または本サービスが利用できることより会員に生じた損害の一切についてその責任を負いません。また、当協会は合理的な注意によって回避できない特段の事情が発生した場合には、契約上の義務の実行が困難な場合は本規約で定める義務の実行を停止する権利を有し、不履行または履行遅滞の責任を負わないものとします。

(会員情報の取扱い)

第22条

会員は、当協会に対して提供した会員の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 当協会が提供する各種サービスや当協会の活動を会員に知らせる必要がある場合。
- (2) 会員情報を、あらかじめ会員の承諾のもと当協会のウェブサイトや販促物等に掲載する場合。
- (3) 当協会の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合。
- (4) 当協会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合。
- (5) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示。
- (6) 当協会は、会員情報の適正な管理のため、個人情報保護管理責任者を置き、情報漏洩等の事故が発生した場合には速やかに関係機関および本人へ報告・対応を行うものとします。
- (7) 当協会は、会員からの個人情報の開示、訂正、削除等の請求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応します。

(本規約の追加・変更)

第23条

1 当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとする。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

2 本規約の変更通知は、当協会のウェブサイト上への掲載、電子メール、または書面により行い、いずれかの方法で通知が行われた時点をもって会員に通知されたものとみなす。

(競業禁止)

第24条

会員が会員資格を喪失した場合には、喪失した日から2年が経過する日まで、レーザークリーニング技術を取り扱う同業他協会への入会を禁止するものとします。

(残存条項)

第25条

会員が会員資格を喪失した場合であっても、第6条第1項、第14条第2号、第16条乃至第21条及び第24条の規定は有效地に存続するものとします。

(準拠法)

第26条

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(裁判管轄)

第27条

当協会および会員は、当協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(別表)

	正会員	準会員	賛助会員
ウルトレーザー 購入権	○	○	○
JLC工法使用権	○	○※	×
ウルトレーザー施工 資格講習の受講	○	○	×
施工依頼 (現場協力要請)	○	○	○
機械、付帯機器各種の レンタル(借入)※	○	○	×
機械、付帯機器各種の レンタル(貸出)	○	×	×

※第3条参照

一般社団法人

日本レーザークリーナー協会

〒530-0001 大阪市北区梅田3丁目2番123号

イノゲート大阪 1502

Tel. 06-4256-5777

<https://japan-laser-cleaner.com/>